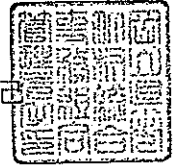




岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成24年岡山県市町村総合事務組合条例第2号）をここに公布する。

平成24年4月1日

岡山県市町村総合事務組合管理者 重森 計正



岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、常勤の副管理者の給料月額を、同項に規定する給料月額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(給与及び支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常勤の副管理者に対して、給料月額400,000円並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、当該手当の額は、岡山県市町村総合事務組合給与条例（平成17岡山県市町村総合事務組合条例第15号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算して得た額とする。期末手当及び勤勉手当の基礎額については、給料月額及び給料月額の100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、常勤の副管理者の給料月額は、同項に規定する給料月額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>(給与及び支給方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常勤の副管理者に対して、給料月額400,000円並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、当該手当の額は、岡山県市町村総合事務組合給与条例（平成17岡山県市町村総合事務組合条例第15号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により計算して得た額とする。期末手当及び勤勉手当の基礎額については、給料月額及び給料月額の100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>